<u>介護福祉士</u>の資格に基づく業務

【注音事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な介護業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている ことが前提です。
- ・介護等とは、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、 並びにその者及びその介護者に対しての介護に関する指導を行う業務を指すものです。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。(資格登録日以前は該当しません。)

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第29号(最終改正)社援発0703第1号令和6年7月3日)厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」<u>別添2</u>を参照しています。 掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設種別	対象となる職種	
		1	指定訪問介護		
		2	指定介護予防訪問介護	訪問介護員等	
		3	第一号訪問事業	1	
		4	指定訪問看護	看護業務の補助を行う者であって、その主た る業務が介護等の業務である者	
		5	指定介護予防訪問看護		
		6	指定 <u>通所介護</u>	- - - - - - -	
		7	指定地域密着型 <u>通所介護</u>		
		8	指定介護予防 <u>通所介護</u>		
		9	指定 <u>短期入所生活介護</u>		
		10	指定介護予防 <u>短期入所生活介護</u>		
		11	第一号通所事業		
		12	指定訪問入浴介護		
		13	指定介護予防訪問入浴介護		
		14	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等	
		15	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員	
高齢		16	指定認知症対応型 <u>通所介護</u>	- 介護職員	
		17	指定介護予防認知症対応型 <u>通所介護</u>		
		18	指定小規模多機能型居宅介護		
	介護保険法	19	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従業者	
		20	指定認知症対応型共同生活介護		
		21	指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
			指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		
			指定 <u>通所リハビリテーション</u>		
			指定介護予防 <u>通所リハビリテーション</u>		
			指定短期入所療養介護	_	
			指定介護予防短期入所療養介護		
			指定特定施設入居者生活介護	介護職員	
			指定地域密着型特定施設入居者生活介護		
			指定介護予防特定施設入居者生活介護		
			指定介護老人福祉施設	_	
		31	指定地域密着型介護老人福祉施設		
		32	(改正前)指定介護療養型医療施設	<u>介護職員等</u> その他 <u>主たる業務が介</u> <u>護等の業務である者</u>	
		33	介護医療院	主たる業務が介護等の業務である 者	
		34	介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である 者	
	老人福祉法	35	老人デイサービスセンター	介護職員	
		36	老人短期入所施設		
		37	特別養護老人ホーム		
		38	養護老人ホーム		
			軽費老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である 者	
			有料老人ホーム		
	高齢者の居住の安定確保に 関する法律	41	サービス付き高齢者向け住宅		
			 (高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第二十九条第一項に規 		
			定する有料老人ホーム)	者	
	l		ルップ日付七八小 <i>ロ</i> ノ		

<u>介護福祉士</u>の資格に基づく業務

【注音事項】

- ・いずれの業務においても、要援護者に対する対人の直接的な介護業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている ことが前提です。
- ・介護等とは、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、 並びにその者及びその介護者に対しての介護に関する指導を行う業務を指すものです。
- ・資格登録日以降が有効な実務経験となります。(資格登録日以前は該当しません。)

下記一覧の社会福祉士に基づく業務は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日社庶第29号(最終改正)社援発0703第1号令和6年7月3日)厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知」<u>別添2</u>を参照しています。 掲載している業務以外については、事務局にお問い合わせください。

分野	法律	No.	施設種別		対象となる職種	
障害	障害者の日常生活及び社会	42	(10.11) 自体陪审者更先授藩族	身体障害者更生施設		
	生活を総合的に支援するた	43	(旧法) 身体障害者更生援護施	身体障害者療護施設		
	めの法律	44	設	身体障害者授産施設		
	障害者総合支援法	45	障害者支援施設			
		46	地域活動支援センター			
		47	障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動 援護、療養介護、生活介護、短期入所、重 度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行 支援、就労継続支援又は共同生活援助	主たる業務が介護等である者	
		48	(改正前)障害福祉サービス事業	共同生活介護		
		49	(改正前)児童デイサービス			
		50	在宅重度障害者通所援護事業		主たる業務が介護等の業務である	
		51	知的障害者通所援護事業		主たる業務が介護等の業務である	
		52		(改正前)身体障害者自立支援	主たる業務が介護等の業務である 者	
		53		(改正前)生活サポート		
	その他	54		移動支援事業		
		55	地域生活支援事業	日中一時支援	主たる業務が介護等の業務である 者	
		56		盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		
		57		訪問入浴サービス	介護職員	
	児童福祉法	58	障害児通所支援事業			
		59	児童発達支援センター		 利用者の保護に直接従事する職員	
		60	障害児入所施設		利用者の保護に直接促争する順貝 (職業指導員、心理指導担当職員、作業	
		61	(改正前)知的障害児施設		(職業指導員、心建指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員 及び言語機能訓練担当職員並びに医師、 看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
里		62	(改正前) 知的障害児通園施設			
		63	(改正前) 盲ろうあ児施設			
		64	(改正前) 肢体不自由児施設			
		65 66	(改正前)重症心身障害児施設 指定発達支援医療機関			
			重症心身障害児(者)通園事業		入所者の保護に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師及び理学療法、 作業療法、言語療法等担当職員を除 く。)	
	生活保護法	68	救護施設・更生施設		介護職員	
	老人保健法	69	「老人病棟老人入院基本料」、「老人性認知症疾患療養病棟入 院料」「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等		看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者	
	医療法	70	病院又は診療所		看護の補助の業務に従事する者のうち、 その主たる業務が介護等の業務である者	
	健康保険法	71	訪問看護事業		看護の補助の業務に従事する者のうち、 その主たる業務が介護等の業務である者	
そ	その他	72	国立ハンセン病療養所等		<u>介護員等</u> その他 <u>主たる業務が介護等の業</u> <u>務である者</u>	
他		73	職業安定法施行規則附則第4項に規定する家政婦		個人の家庭において就業し、その主たる 業務が介護等の業務である者	
-		74	労災特別介護施設		介護職員	
		75	地域福祉センター		主たる業務が介護等の業務である者	
		76	原子爆弾被爆者養護ホーム		介護職員	
		77	原子爆弾被爆者デイサービス事業		- 介護職員	
		78	原子爆弾被爆者ショートステイ	事業	7月	
		79	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業		原爆被爆者家庭奉仕員	
		80	介護等の便宜を供与する事業		主たる業務が介護等の業務である者	
		50	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			